

自動継続自由金利型定期預金(M型)規定

自動継続自由金利型定期預金(M型)規定は、定期預金共通規定の定めるところに加え、次の規定により取扱います。

1. (自動継続)

- (1) 自動継続自由金利型定期預金(M型) (以下「この預金」といいます。)は、通帳(証書)記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金(M型)に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日。以下同じです。)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および通帳(証書)記載の利率(継続後の預金については前条2項の利率。以下、これらを「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日とし単利の方法により利息を計算するこの預金(以下「自動継続単利型のこの預金」といいます。)および預入日の3年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日とし複利の方法により利息を計算するこの預金(以下「自動継続複利型のこの預金」といいます。)の利息の支払いは次によります。

- ① 自動継続単利型のこの預金については、預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間払日」とし、預入日または前回の中間払日からその中間払日の前日までの日数および通帳(証書)記載の中間払利率(継続後の預金の中間払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間払額(以下「中間払利息」といいます。)を利息の一部として、各中間払日に支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金(以下「自動継続単利型期間2年のこの預金」といいます。)に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。中間払利息(中間払日数が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額(以下「満期払利息」といいます。)は満期日に支払います。
- ② 自動継続複利型のこの預金の利息は、約定日数および約定利率によって6か月複利の方法により計算し、満期日にこの預金とともに支払います。

- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

- ① 自動継続複利型のこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- ② 自動継続単利型のこの預金の中間払利息は、中間払日に指定口座に入金します。また満期払利息は満期日にあらかじめ指定された方法により指定口座に入金します。
- ③ 自動継続期間2年のこの預金の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。
 - a 預金口座へ振替える場合には、中間払日および満期日に指定口座へ入金します。
 - b 中間払利息を定期預金とする場合には、中間払日にその自動継続単利型期間2年のこの預金と満期日を同一にする自由金利型定期預金(M型)(以下「中間利息定期預金」といいます。)とし、その利率は、中間払日における当行所定の利率を適用します。満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元金とともに合計して自動継続単利型期間2年のこの預金に継続します。
- ④ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳(証書)とともに提出してください。

- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息(中間払利息を除きます。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

- (4) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および共通規定第3条第5項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。6か月以上の預入期間にあつては、(a)および(b)のいずれか低い利率を適用します。)によって計算(自動継続複利型のこの預金については6か月複利の方法によります。)し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間払日数が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。

- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- a. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- b. 6か月以上1年未満 (a)約定利率×50%
(b)預入日における「預入期間6か月の店頭表示利率」×90%
- c. 1年以上3年未満 (a)約定利率×70%
(b)預入日における「預入期間1年の店頭表示利率」×90%

- ② 預入日の3年後の応当日から4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- a. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- b. 6か月以上1年未満 (a)約定利率×40%
(b)預入日における「預入期間6か月の店頭表示利率」×90%
- c. 1年以上1年6か月未満 (a)約定利率×50%
(b)預入日における「預入期間1年の店頭表示利率」×90%
- d. 1年6か月以上2年未満 (a)約定利率×60%
(b)預入日における「預入期間1年の店頭表示利率」×90%
- e. 2年以上2年6か月未満 (a)約定利率×70%
(b)預入日における「預入期間2年の店頭表示利率」×90%
- f. 2年6か月以上3年未満 (a)約定利率×90%
(b)預入日における「預入期間2年の店頭表示利率」×90%
- g. 3年以上4年未満 (a)約定利率×90%
(b)預入日における「預入期間3年の店頭表示利率」×90%

- ③ 預入日の4年後の応当日から5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- a. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- b. 6か月以上1年未満 (a)約定利率×40%
(b)預入日における「預入期間6か月の店頭表示利率」×90%
- c. 1年以上1年6か月未満 (a)約定利率×50%
(b)預入日における「預入期間1年の店頭表示利率」×90%
- d. 1年6か月以上2年未満 (a)約定利率×60%

- (b)預入日における「預入期間1年の店頭表示利率」×90%
- e. 2年以上2年6か月未満 (a)約定利率×70%
- (b)預入日における「預入期間2年の店頭表示利率」×90%
- f. 2年6か月以上3年未満 (a)約定利率×80%
- (b)預入日における「預入期間2年の店頭表示利率」×90%
- g. 3年以上4年未満 (a)約定利率×90%
- (b)預入日における「預入期間3年の店頭表示利率」×90%
- h. 4年以上5年未満 (a)約定利率×90%
- (b)預入日における「預入期間4年の店頭表示利率」×90%
- ④ 預入日の5年後の応当日から7年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- a. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- b. 6か月以上1年未満 (a)約定利率×30%
- (b)預入日における「預入期間6か月の店頭表示利率」×90%
- c. 1年6か月未満 (a)約定利率×40%
- (b)預入日における「預入期間1年の店頭表示利率」×90%
- d. 1年6か月以上2年未満 (a)約定利率×50%
- (b)預入日における「預入期間1年の店頭表示利率」×90%
- e. 2年以上2年6か月未満 (a)約定利率×60%
- (b)預入日における「預入期間2年の店頭表示利率」×90%
- f. 2年6か月以上3年未満 (a)約定利率×70%
- (b)預入日における「預入期間2年の店頭表示利率」×90%
- g. 3年以上4年未満 (a)約定利率×80%
- (b)預入日における「預入期間3年の店頭表示利率」×90%
- h. 4年以上5年未満 (a)約定利率×90%
- (b)預入日における「預入期間4年の店頭表示利率」×90%
- i. 5年以上6年未満 (a)約定利率×90%
- (b)預入日における「預入期間5年の店頭表示利率」×90%
- j. 6年以上7年未満 (a)約定利率×90%
- (b)預入日における「預入期間6年の店頭表示利率」×90%
- ⑤ 預入日の7年後の応当日から10年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- a. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- b. 6か月以上1年未満 (a)約定利率×20%
- (b)預入日における「預入期間6か月の店頭表示利率」×90%
- c. 1年以上6か月未満 (a)約定利率×20%
- (b)預入日における「預入期間1年の店頭表示利率」×90%
- d. 1年6か月以上2年未満 (a)約定利率×30%
- (b)預入日における「預入期間1年の店頭表示利率」×90%
- e. 2年以上2年6か月未満 (a)約定利率×40%
- (b)預入日における「預入期間2年の店頭表示利率」×90%
- f. 2年6か月以上3年未満 (a)約定利率×50%
- (b)預入日における「預入期間2年の店頭表示利率」×90%
- g. 3年以上4年未満 (a)約定利率×60%
- (b)預入日における「預入期間3年の店頭表示利率」×90%
- h. 4年以上5年未満 (a)約定利率×70%
- (b)預入日における「預入期間4年の店頭表示利率」×90%
- i. 5年以上6年未満 (a)約定利率×80%
- (b)預入日における「預入期間5年の店頭表示利率」×90%
- j. 6年以上7年未満 (a)約定利率×90%
- (b)預入日における「預入期間6年の店頭表示利率」×90%
- k. 7年以上8年未満 (a)約定利率×90%
- (b)預入日における「預入期間7年の店頭表示利率」×90%
- l. 8年以上9年未満 (a)約定利率×90%
- (b)預入日における「預入期間8年の店頭表示利率」×90%
- m. 9年以上10年未満 (a)約定利率×90%
- (b)預入日における「預入期間9年の店頭表示利率」×90%
- ⑥ 預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- a. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- b. 6か月以上1年未満 (a)約定利率×10%
- (b)預入日における「預入期間6か月の店頭表示利率」×90%
- c. 1年以上1年6か月未満 (a)約定利率×10%
- (b)預入日における「預入期間1年の店頭表示利率」×90%
- d. 1年6か月以上2年未満 (a)約定利率×20%
- (b)預入日における「預入期間1年の店頭表示利率」×90%
- e. 2年以上2年6か月未満 (a)約定利率×20%
- (b)預入日における「預入期間2年の店頭表示利率」×90%
- f. 2年6か月以上3年未満 (a)約定利率×30%
- (b)預入日における「預入期間2年の店頭表示利率」×90%
- g. 3年以上4年未満 (a)約定利率×40%
- (b)預入日における「預入期間3年の店頭表示利率」×90%
- h. 4年以上5年未満 (a)約定利率×50%
- (b)預入日における「預入期間4年の店頭表示利率」×90%
- i. 5年以上6年未満 (a)約定利率×60%

	(b)預入日における「預入期間5年の店頭表示利率」×90%
j. 6年以上7年未満	(a)約定利率×70%
	(b)預入日における「預入期間6年の店頭表示利率」×90%
k. 7年以上8年未満	(a)約定利率×70%
	(b)預入日における「預入期間7年の店頭表示利率」×90%
l. 8年以上9年未満	(a)約定利率×80%
	(b)預入日における「預入期間8年の店頭表示利率」×90%
m. 9年以上10年未満	(a)約定利率×90%
	(b)預入日における「預入期間9年の店頭表示利率」×90%

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

(6) 自由金利型複利定期預金(M型)を当行がやむをえないものと認めて預入日から1年後の応当日(据置期間満了日)以後満期日前に1万円以上1円単位の金額で一部解約する場合は、解約する部分についての利息を第4項に準じて計算し、次の範囲で一部解約する預金元金とともに支払います。

- ① 一部解約日の元金金額が300万円以上の場合
元金金額のうち300万円を超える金額部分
- ② 一部解約日の元金金額が300万円未満の場合
元金金額のうち任意に指定する金額部分

3. (非課税貯蓄限度超過時の取扱い)

前条第2項に規定する利息の元金への組入れにより口座の非課税貯蓄限度額を超過するときは、次により取扱いします。

- (1) 利息を指定の預金口座に入金のうえ、元金を継続します。
- (2) 預金口座の指定のない場合は、利息は現金で支払い、元金を継続します。利息を受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳(証書)とともに提出してください。

4. (中間利息定期預金)

- (1) 中間利息定期預金の利息については、第2条各項の規定を準用します。
- (2) 中間利息定期預金については、原則として通帳に記載(または預金証書を発行)しないこととし、次により取扱いします。
 - ① 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
 - ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書もしくは証書の受取欄に届出の印章により記名押印して通帳(証書)とともに提出してください。
 - ③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳(証書)とともに提出してください。

5. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、つぎの手續きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳(証書)は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、つぎのとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手續きについて別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以上

(2019.10.1現在)